

(様式1)
 審査基準(申請に対する処分関係)

	担当課	消防防災安全課	検索番号	5 - 6
法令名	液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律		根拠条項	35 - 1
許認可等	保安業務規程の認可(変更認可)			
<p>液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律(昭和42年12月28日法律第149号) (保安業務規定) <u>第35条 保安機関は、保安業務に関する規程(以下この章において「保安業務規程」という。)を定め、その認定をした経済産業大臣又は都道府県知事の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。</u> 2 保安業務規程で定めるべき事項は、経済産業省令で定める。</p> <p>[参考条文1] 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律(昭和42年12月28日法律第149号) (認定) 第29条 保安業務を行おうとする者は、経済産業省令で定める保安業務の区分(以下「保安業務区分」という。)に従い、二以上の都道府県の区域に設置される販売所の事業として販売される液化石油ガスの一般消費者等についての保安業務を行う場合にあつては経済産業大臣の、一の都道府県の区域内に設置される販売所の事業として販売される液化石油ガスの一般消費者等についての保安業務を行う場合にあつては当該販売所の所在地を管轄する都道府県知事の認定を受けることができる。 2 前項の認定を受けようとする者は、経済産業省令で定めるところにより、次の事項を記載した申請書を経済産業大臣又は都道府県知事に提出しなければならない。 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名 二 保安業務区分 三 保安業務を行う事業所の所在地 3 第一項の認定の申請は、保安業務に係る一般消費者等の数の範囲を定めてしなければならない。</p> <p>[参考条文2] 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則(平成9年3月10日通商産業省令第11号) 第39条第1項、第2項及び第3項(保安業務規程)</p> <p>[参考条文3] 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律等に基づく通商産業大臣の処分に係る審査基準等について(平成12年12月25日付平成12・11・21産第6号) 液化石油ガス販売事業等関係</p>				

(様式1)
審査基準(申請に対する処分関係)